

# 生ごみ処理装置等購入費助成制度

燃やせるごみのうち、生ごみをできる限り減量・資源化するために、生ごみ処理装置等への購入費助成制度を設けています。

※助成は予算の範囲内で行います。



コンポスト容器



家庭用生ごみ処理機

## 助成対象

三鷹市民または市内に事業所を有する方で、コンポスト容器や家庭用生ごみ処理装置等(ディスポーザー式のもの不可)を購入し、市内に設置した方が対象となります。指定販売店・機種は、特に定めていませんので、目的にあったものをご購入ください(1世帯につき1基まで)。生ごみの減容率が3分の2以上など一定の要件があります。

## 申請方法

市役所ごみ対策課に次のものをお持ちください。

窓口にて申請書をご記入いただきます。

(注)申請期間は購入後1年以内です。

●領収書(購入日・販売店名・商品名・金額・購入者名が記載されたもの)

●保証書(購入日・販売店名・商品名の記載があるもの)

保証書がない場合は、生ごみ処理装置の使用状況がわかる写真2枚(本体全景1枚と、蓋を開けて生ごみが処理されている様子がわかるもの1枚)でも可。

●印鑑(シャチハタなどのゴム印は不可)

●本人名義の金融機関の口座番号の分かるもの、または通帳

使用状況を確認させていただくため、アンケート調査の協力やご自宅への訪問による確認の実施等を行うことがありますのでご了承ください。

(要件に該当しないことが判明した場合、助成金が交付されない場合があります。)

### ● 購入費助成金額

購入金額(※)	助成金額 (1,000円未満の端数は切り捨てになります)
1基の価格が、3,000円以上	1基につき価格の2分の1以内で20,000円を上限とする。

※消費税・付属品・送料は除く。

生ごみの減量にご協力ください。

# 集団回収事業

集団回収とは、町会、自治会、子ども会等、市民で構成される団体が、団体自らが回収業者を決め、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動です。市では、集団回収の登録団体に対し、品目と回収量に応じて補助金を交付しています(団体構成員以外から出される資源は、対象になりません)。

※事業主から出される資源は対象になりません。事業系ごみの出し方(P14)を参照のうえ、適正に処理してください。

## 集団回収のメリットは・・・

- 1.分別が徹底され、質の高い資源が効率よく回収できる。**  
団体ごとに資源を集めるので、分別が行き届き、質の高い資源が集まります。
- 2.リサイクル意識の向上につながる。**  
自主的に活動を行うことで、一人ひとりのリサイクル意識が高まります。
- 3.地域でのコミュニケーションが深まる。**  
団体内で役割分担を決めて、互いに協力して資源の回収を行うので、地域でのコミュニケーションが深まります。
- 4.地域の実情に合った活動ができる。**  
回収日や回収品目・回収場所など、地域ごとの団体の実情に合わせることができます。
- 5.回収業者への売却代金と市からの補助金が団体の収入になり、活動費等に使うことができる。**

■品目  
古紙類(新聞、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パック)、  
金属類(アルミ缶、スチール缶)、布類、ビン類



## 集団回収をはじめするには・・・～団体登録までの手続き

- ①回収を行う団体(グループ)をつくります(約10世帯以上)。
- ②回収日、回収品目、回収場所等を、回収業者と相談して決めます。  
※回収日は市の資源収集日と重ならないように設定してください。
- ③団体登録申請書をごみ対策課まで提出してください。  
※申請書提出後、審査を行い、登録番号をお知らせいたします。

集団回収団体募集中!

集団回収をご利用ください。